

残余財産処分事項（案）

本団が解散した場合の残余財産の処分については、定款第 条の規定に基づき、下記の払込済出資額に応じて分配するものとする。

記

出資者氏名	払込済出資額(円)	出資持分割合(%)
-------	-----------	-----------

(合計)		100.0
------	--	-------

令和 年 月 日

医療法人

理事長

印